

## イベント開催方針の変更について

### ※「コロナ社会を生き抜く行動指針」変更案（抜粋）

#### 3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。  
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

#### ※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。

- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。
- イベントについては、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に規模要件（人数・収容率等）を緩和（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。

時期	5月25日～ 6月18日	6月19日～ 7月9日	7月10日～ 7月31日	感染状況を見つ <u>8月末まで維持</u>
屋内 ※	100人以内 又は収容率 50%以内	1,000人以内 又は収容率 50%以内	5,000人以内 又は収容率 50%以内	<u>5,000人以内</u> 又は収容率 50%以内(注)
屋外 ※	200人以内 又は 十分な間隔確保 (できれば2m)	1,000人以内 又は 十分な間隔確保 (できれば2m)	5,000人以内 又は 十分な間隔確保 (できれば2m)	<u>5,000人以内</u> 又は 十分な間隔確保 (できれば2m)

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※屋外で、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、収容率50%以内の基準を適用。  
また屋内で、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、十分な間隔確保の基準を適用。

## (1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ  
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
・大声での会話は控えましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等  
・レクリエーション、対面式の運動等

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

## (2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ  
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は避ける。

(例) ・レクリエーション、対面式の運動等

## (3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。

- 概ね 3 週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に対応。

5 月 25 日～ 6 月 18 日	6 月 19 日～ 7 月 9 日	7 月 10 日～ 7 月 31 日	感染状況を見つ つ 8 月 1 日を目途
・密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、管楽器にも注意		・密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドライン※による対応 ※業界が策定するガイドライン（国通知より）	

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を 2 m 以上確保。
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの 3 密回避。

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。